

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンス基本方針を定め、当社ホームページにおいて開示しております。  
<http://www.kubotek.com/info/IR/governance.htm>

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

現在、当社の株主における外国人株主比率は相対的に低いものと考えております。議決権の電子行使や招集通知等の英訳は、株主構成の推移に留意しながら検討してまいります。

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式は中長期的な取引関係の維持・強化、株式の安定等、当社グループの事業活動上必要であるものを除き、基本的に保有しない方針です。

なお、個別の政策保有株式に関する保有適否の検証内容の開示につきましては、今後検討してまいります。

また、当該株式に係る議決権の行使に関しましては、当社の保有方針や投資先会社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、当社を含む株主共同の利益に資するものであるか否か、加えて当社グループの経営や事業に与える影響等を定性的かつ総合的に判断し、適切に行使することとしております。

【補充原則2-5-1 内部通報窓口】

社内に内部通報窓口を設置するとともに、通報者等が不利益を受けない体制を構築し、これを徹底しておりますが、経営陣から独立した窓口を設置することにつきましては今後検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント】

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行い、適宜目標や方針を見直すため、中期経営計画の策定、開示はしておりません。毎期の業績向上に努め、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。

なお、成長戦略の指標として中期経営計画を策定、開示する必要性は引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1-3 後継者計画】

最高経営責任者である代表取締役の後継者計画は企業存続の最重要事項の一つであり、代表取締役が経営方針、経営戦略等を踏まえて検討し、取締役会がその監督を行ってまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】

経営陣の報酬については、経営環境並びに業績推移を考慮した水準を設定し、業績等に関する各取締役の貢献度に基づいて、取締役会において個別の報酬額を決定しております。

なお、業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任】

最高経営責任者である代表取締役の選任に関する具体的な手続や基準は定めておりませんが、当社事業に精通し、経営者として豊富な経験・実績・見識を有する者について、取締役会で十分に審議した上で決定してまいります。客観性・適時性・透明性をより高められる手続は引き続き検討してまいります。

【補充原則4-3-3 CEOの解任手続の確立】

最高経営責任者である代表取締役の解任に関する具体的な手続や基準は定めておりませんが、代表取締役に不正または法令・定款違反等解任が相当と判断される事由が発生した場合には、取締役会で十分に審議した上で、法令・定款等に基づき対応いたします。客観性・適時性・透明性をより高められる手続は引き続き検討してまいります。

【原則4-6 経営の監督と執行】

現時点で業務の執行に携わらない取締役を選任しておりませんが、コーポレートガバナンス体制の充実に向けて、業務の執行と一定の距離を置く社外取締役候補者を探し、その有効な活用の検討をしております。

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務】【原則4-8 独立社外取締役の有効活用】

当社は、迅速かつ柔軟に経営判断を行い、効率的な会社運営を行うため、当社事業に精通した少人数の取締役をもって取締役会を構成しております。当社においても、近時のコーポレートガバナンス体制の充実に向けて、社外取締役候補者を探しております。しかし、社外取締役が経営判断に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社の事業領域に関する知見を有し、かつ経営陣からの独立性を有していることが必要であると考えておりますが、社外取締役への就任をご承諾いただける適任者を見つけることができませんでした。今後とも、適任者の選定に向けた取り組みを進めてまいります。適任者を見つけることができない現状で社外取締役を選任したとしても、迅速かつ柔軟な経営判断に支障

を生じ、効率的な会社運営を阻害するおそれがある一方、経営に対する実効的な監督を期待することも難しいため、相当ではないと考えております。

独立社外取締役の有効な活用、2名以上の選任、3分の1以上の選任につきましても、引き続き検討をいたします。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】【補充原則4-8-2 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携】

【補充原則4-10-1 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携】

現時点で独立社外取締役を選任しておりません。独立社外取締役を選任した時点で検討いたします。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在当社に女性または外国人の取締役はおりませんが、取締役候補者として適任であるかどうかについては、性別や国籍に捉われることなく判断する方針です。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、該当する役員を当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、役員に対しては、毎年期末に関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念・戦略・計画

会社の経営の基本方針、経営戦略等を有価証券報告書に記載しております。

(2)ガバナンスの基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンス基本方針を定め、当社ホームページにおいて開示しております。

(3)取締役の報酬の決定方針と手続

本報告書「2 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4)役員等の指名の方針と手続

コーポレートガバナンス基本方針に取締役及び監査役の資格及び指名手続を定め、当社ホームページにおいて開示しております。

(5)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知に取締役及び監査役の選解任・指名理由を記載いたします。

(6)役員等の解任の方針と手続

取締役及び監査役に不正または法令・定款違反等解任が相当と判断される事由が発生した場合には、取締役会で十分に審議した上で、法令・定款等に基づき対応いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

各種規程に基づき、取締役会、代表取締役等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

コーポレートガバナンス基本方針に社外役員の独立性に関する基準を策定し、当社ホームページにて開示しております。

なお、現時点で独立社外取締役を選任しておりませんが、コーポレートガバナンス体制の充実に向けて社外取締役候補者を探しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、迅速かつ柔軟に経営判断を行い、効率的な会社運営を行うため、当社事業に精通した少人数の取締役をもって取締役会を構成しております。

取締役候補の選任につきましては、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有した者を、上記の取締役会の構成を考慮して、代表取締役が推薦し、取締役会で決定しております。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

取締役・監査役を選任する際、その役割・責務を果たすにあたり、他社役員の兼任状況が合理的な範囲かどうか考慮しております。

取締役及び監査役の兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むものとしております。

また、必要に応じ、取締役及び監査役に対するトレーニングの機会の提供やその費用の支援を行う方針です。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の实効性の分析・評価】

当社は、各取締役の自己評価を含むアンケートを実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。

分析・評価の結果、取締役会全体として、その構成及び運営状況等は概ね良好であり、実効性は確保できているものと判断しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主、投資家等の皆様に対し、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適示開示規則に則り、透明性、公平性、継続性を基本とした情報開示を行います。また、その他情報に関しても、適示適切に開示を行う方針です。

当社では、管理部をIR担当部署としております。

半期毎にアナリスト向け決算説明会を開催し、その資料を当社HPに公表するとともに、随時電話取材やスモールミーティングなどを受け付けております。

なお、対話における情報開示は公開情報をもとに実施し、インサイダー情報の管理徹底に努めております。

また、対話内容につきましては、必要に応じ取締役及び取締役会に報告しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
久保 哲夫	2,478,300	17.92
久保 美津子	1,400,000	10.12
久保 元	1,400,000	10.12
久保 宜子	1,400,000	10.12
久保 典子	1,400,000	10.12
園田 朋子	1,400,000	10.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	322,300	2.33
久保 成一	150,000	1.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	120,800	0.87
株式会社SBI証券	100,500	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無

久保 哲夫  
久保 美津子  
久保 元  
久保 宜子  
久保 典子  
園田 朋子

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会においてその取引内容及び条件等の妥当性を十分に審議し決定することとしております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は期初に監査役監査計画書を作成し、月に1度定例の監査役会を開催して各監査役が実施した監査の内容について意見交換を行っております。会計監査人とは随時、情報交換を行っており、会計監査人が重要な監査手続きを行う際に同席して、意見交換を行っており、会計監査人から聴取した意見も監査役会に於いて検討されております。内部監査室は内部監査の実施状況について、監査役からの意見も聴取、適宜情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮嶋 佐知子	公認会計士													
小田 大輔	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮嶋 佐知子		独立役員に指定しています。	当該社外監査役は公認会計士としての経歴、実績を備えていることから、専門的視点からの知見が監査に活かされ、経営の客観性や中立性が図れると判断しました。また、一部の株主や利害関係者の利益に偏ることのない独立性を有していることから、経営監視機能としての役割が期待されると判断しました。なお、当該社外監査役は、当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者等及びその近親者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家及びその近親者、当社の主要株主及びその近親者、当社又は当社子会社の業務執行者等の近親者のいずれにも該当しておりません。
小田 大輔		独立役員に指定しています。	当該社外監査役は弁護士としての経歴、実績を備えていることから、専門的視点からの知見が監査に活かされ、経営の客観性や中立性を図れると判断しました。また、一部の株主や利害関係者の利益に偏ることのない独立性を有していることから、経営監視機能としての役割が期待されると判断しました。なお、当該社外監査役は、当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者等及びその近親者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家及びその近親者、当社の主要株主及びその近親者、当社又は当社子会社の業務執行者等の近親者のいずれにも該当しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与については、業績や経済環境等を総合的に勘案し、現時点では実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

役員の報酬については、役員区分ごとに取締役、監査役と社外役員の別に各々の総額を開示しております。

取締役の年間報酬総額 30百万円

監査役の年間報酬総額 9百万円

社外役員の年間報酬総額 4百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は中長期的業績に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする方針のもと、平成10年6月26日開催の第13回定時株主総会の決議による役員報酬限度額(取締役分月額20,000千円以内、監査役分月額4,000千円以内)内において経営環境並びに業績推移を考慮した水準を設定し、業績等に関する各取締役の貢献度に基づいて、取締役会にて決定しております。

業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

主に内部監査室、管理部が社外監査役への情報伝達を行っております。また、企画部、管理部が取締役会の事務局業務を担当し、取締役会用資料の事前配布等、必要なサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・業務執行については取締役3名で構成される取締役会にて基本方針(指名・報酬決定等を含む業務執行全般)を決定しております。
- ・社外監査役2名を含む監査役3名にて監査役会を構成し、取締役の業務執行の監査・監督を行っております。
- ・当社では取締役数が3名と少数であり、迅速な意思決定を重視する経営方針から常務会等は設けておりません。
- ・監査に関しては監査役の監査の他、内部監査室が監査役、会計監査人と連携して内部監査を行っております。
- ・会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に則った、会計監査を受けています。
- ・監査役3名のうち、2名は弁護士、公認会計士であり、一部の株主や利害関係者の利益に偏ることのない独立性を有した社外監査役であります。
- ・常勤監査役は財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役はそれぞれ弁護士としてコンプライアンスに関する相当程度の知見を、公認会計士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しておりませんが、監査役3名のうち2名を社外監査役としております。

社外監査役は取締役会への出席や監査役会を通じて内部監査、内部統制及び会計監査の報告を受け、独立した立場から取締役の職務執行状況について監査し、必要に応じて意見を述べることにより、経営監視の実効性を高め、当社の企業統治及び企業価値の向上に資する役割を果たしております。これによりコーポレート・ガバナンスにおける外部からの客観性・中立性が確保されており、経営監視機能が十分に機能しているため、現状の体制としております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	本社所在地は大阪ですが、株主の利便性を考慮して、株主総会を東京において開催しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎(第2四半期、本決算)に説明会を開催。取締役社長自ら、経営成績と今後の事業計画について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: <a href="http://www.kubotek.com/">http://www.kubotek.com/</a> 。ホームページにおいて掲載している投資者向け情報: 決算・四半期短信、株主総会招集通知、決算情報以外の適時開示資料。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は管理部、IR事務連絡責任者: 管理部長。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程において、広くステークホルダーの立場尊重について規定しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対しては、公正、迅速かつ十分な情報開示を行うことを方針としております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

持続的な企業価値の創造を実現する経営の推進を目的とし、適法かつ効率的な、また健全で透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制、経営組織及び経営システムを整備することを重要な課題として、下記の施策を実施いたします。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念、企業行動の規範に基づき誠実に行動することを定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令及び定款に違反する行為を未然に防止するよう努めます。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化するよう努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱は、当社の社内規程及びそれに関する細則等に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1 リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、企業活動に関連するリスクを把握し、同規程に従ったリスク管理体制を構築いたします。  
2 不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、審議決定を行います。

2 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めます。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1 コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程及び企業行動基準(ガイドライン)を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ります。

2 執行部門から独立した内部監査室を置き、各業務部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めます。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社が定めるリスク管理規程・コンプライアンス規程の精神、理念を当社グループ全てに浸透させ、情報交換、連携体制を確立いたします。

また、経営に関わる重要事項について、当社への決裁・報告制度による当社グループの管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行います。

取締役は、当社グループにおいて、法令違反その他コンプライアンス規程の内容に関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告いたします。

2 当社グループが当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス規程の内容上問題があると認めた場合には、監査役に報告いたします。

(7) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、同使用人の取締役からの独立性に関する事項、同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を必要とする場合には、監査役は職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしております。監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の意見を尊重し、決定することとし、取締役からの独立性を図ります。

また、監査役補助者を兼任する使用人は監査役は職務の補助を優先して従事するものとし、監査役の指示の実効性を確保します。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な情報提供を行います。

また、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンス規程に関する重要な事実を発見した場合、直ちに監査役に報告します。当社グループは、当該報告をしたことを理由に取締役及び使用人に対し不利益な取扱いを行わないこととしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部監査室の実施する内部監査の実施状況について必要があると認めるときは、適宜報告を受け、その修正、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものといたします。

監査の実施にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携体制を確保いたします。

企業理念、企業行動の規範に基づき誠実に行動することを定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令及び定款に違反する行為を未然に防止することに努めます。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化するよう努めます。

取締役の職務執行に係る情報の取扱は、当社の社内規程及びそれに関する細則等に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行上に必要と認められる場合、これを速やかに処理いたします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

当社グループは、反社会的勢力排除に向け、市民団体の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処することとしております。その旨をコンプライアンス規程、企業行動基準(ガイドライン)において定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととしております。

また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築しています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力排除に向け、市民団体の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処することとしております。その旨をコンプライアンス規程、企業行動基準(ガイドライン)において定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととしております。

また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築しています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

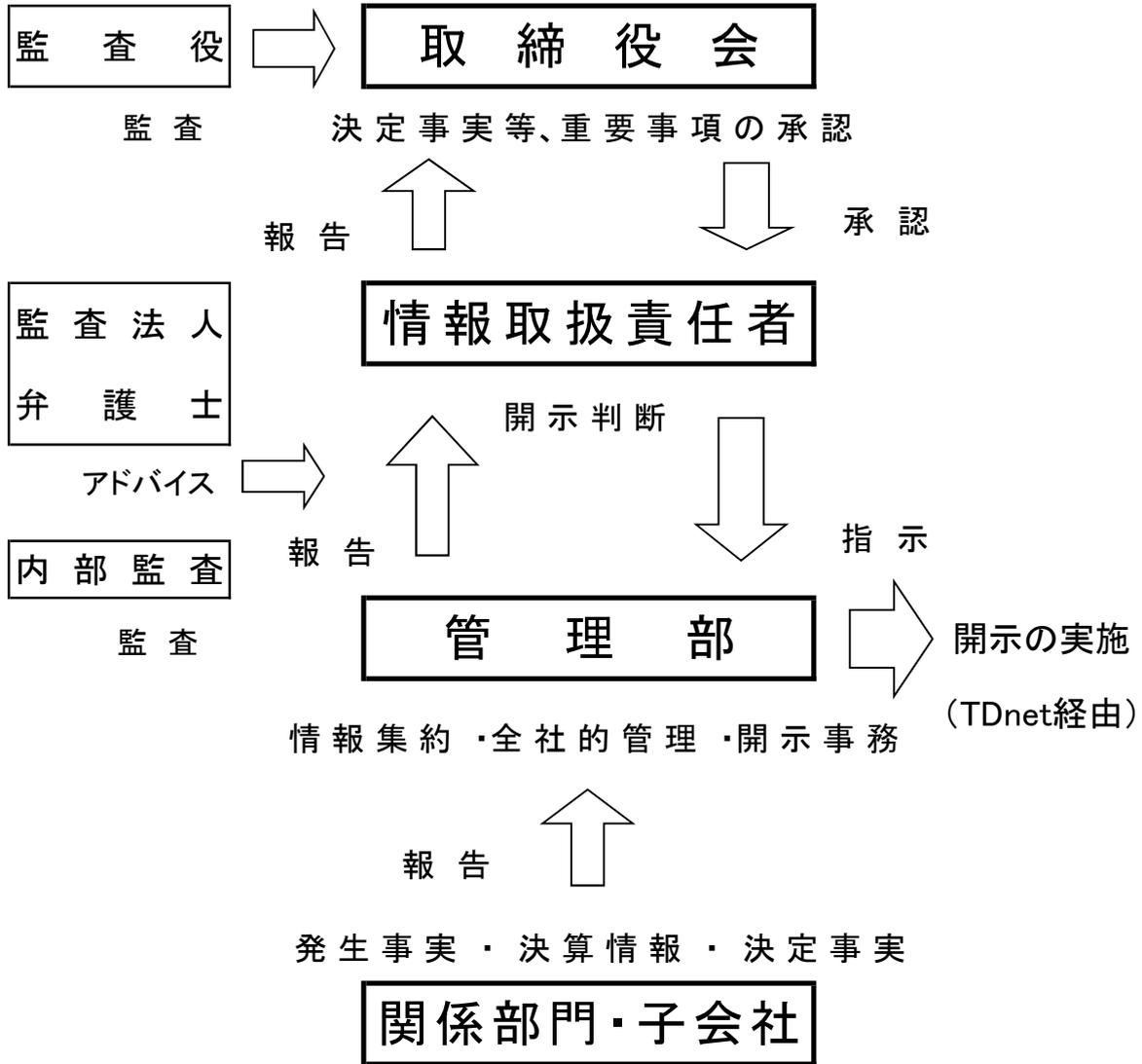
なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



## 会社情報の適時開示に係る社内体制



以上